

イマドキの改憲 7

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき



憲法9条は、言わずと知れた戦争放棄。侵略と虐殺、あるいは空襲や原爆投下、つまり戦争の加害と被害のすべての苦しみをなめ尽くした国として、武力が愚の骨頂であることを悟り、世界に先駆けて戦力不保持を宣言しました。70年経った今なお世界最先端の条文です。

安倍政権はこの憲法9条の死文化を図り、2014年の7月には解釈改憲の閣議決定を行い、憲法9条が集団的自衛権の行使（同盟国の戦争への参加）を許していると読み替えることを宣言しました。この閣議決定を土台にして、安保関連法が作られてしまったわけですが、自民党が目指すところは安保関連法が可能にした「限定的な集団的自衛権の行使」どころではありません。

戦争する国

改憲草案の9条は、戦力不保持を宣言した2項をばっさり削除し、代わりに「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定します。つまり1項で戦争放棄と言いながら、無限定な自衛権（つまり全面的な集団的自衛権）が行使できる、というのが、それは単なる「戦争する国」に他なりません。

改憲草案はさらに新設した9条の2で、国防軍の創設を規定します。自衛隊の存在を追認するどころではありません。第3項では国防軍は国内での「治安維持活動」も展開

軍隊を創設し9条を骨抜き

することが予定されています。「治安」や「秩序」の維持という名目で軍隊が国民の生活をすみずみまで監視する体制がしかれかねません。

布石

さらに改憲草案は「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」（9条の3）という規定も新たに設けました。国家の義務、として書かれています。が、「国民と協力して」というフレーズに注目して下さい。つまりこれは、国民が国家に協力する義務を裏側から書いている規定でもあるのです。個人より国家、人権より公益と秩序、という全体主義的な思想に裏打ちされた改憲草案ですから、戦時に国民が「協力」を強制されることも容易に想像できます。

自民党の解説（Q&A）によると、「国民の国防義務」として正面から書かなかったのは、「徴兵制について問われることになるので、憲法上規定を置くことは困難であると考えました。そこで、全文において『国を自ら守る』と抽象的に規定するとともに」9条の3として裏側から規定した、とのこと。つまり、徴兵制と書けば反発が予想されるから、徴兵制への布石になるような規定を置いた、ということですね。